

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(明 願 地 区 計 画)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画明願地区計画を次のように決定する。

名 称			明願地区計画	
位 置			名古屋市緑区鳴海町字明願、字御茶屋、字細根及び字米塚の各一部	
面 積			約5. 1 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、市の南東部の丘陵地に位置し、現在、住宅地を中心とした健全で快適な居住環境の形成を目的とする土地区画整理事業が行われている。あわせて地区計画を定めることにより、土地区画整理事業の効果を維持し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を目指す。	
	土地利用の方針		地区を沿道地区と住宅地区に区分し、以下の方針に基づき土地利用を図る。 1 沿道地区 幹線道路沿道の特性を活かした住宅を中心とした土地利用の誘導を図る。 2 住宅地区 低層住宅を中心とした土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針		1 土地利用の方針に基づき、用途の制限を行う。 2 ゆとりのある空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。 3 良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。 4 緑豊かな環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。	
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	沿道地区	住宅地区
		区分の面積	約2. 1 h a	約3. 0 h a
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 店舗、飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3, 000㎡を超えるもの 4 畜舎	—

		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は1 m以上、隣地境界線までの距離は0. 5 m以上とする。 ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であること。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとし、色彩は落ち着いた色調とする。
		建築物の緑化率の最低限度	1 0 分の 1
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ6 0 c m以下の部分はこの限りでない）とする。 ただし、門はこの限りでない。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る。